

別冊給水装置工事施行基準
高石水道事業

令和8年 10 月
高石水道センター

別冊給水装置工事施行基準は、標準給水装置工事施行基準より優先する。

見出し(章節番号、段落番号等を含む)については、標準給水装置工事施行基準に準拠している。なお、別冊給水装置工事施行基準独自の事項については見出し番号を追加している。

3. 手続

3.5 図面の作成(P.23)

3. 給水装置の製図はカラーとし、モノクロは認めない。
また、貯水槽以降については緑色実線とする。

4. 設計

4.2 給水方式の決定(P.30)

4.2.1 直結式と貯水槽式

3. 直結・貯水槽併用式は、使用用途が違い、かつ敷地内の屋外にメーターを設置できるものとする。

4.5 給水管の口径決定(P.41)

4.5.1 基本事項

5. 直結直圧式はメーター口径 75mmまで、直結増圧式では、メーター口径 50mmまでとし、当該以上のメーターを設置する必要がある場合は、貯水槽方式とする。

3. メーターの口径

(2) メーター口径の決定

- ① 新設工事では、メーター及び給水管口径は 13mm及び 30mmは承認しないものとする。
- ② 戸建住宅等で、3階部分への給水器具が最低作動水压を必要としない場合、メーター口径と給水栓数(表 4-15)によることができる。
- ③ 給水管の口径はメーター口径と同径とする。ただし、既設の給水管を利用する場合に限り、メーター口径を当該給水管の口径から2口径下位の口径とすることができる。

(3) 貯水槽式のメーター口径の決定

- ① 子メーターの口径は、直圧給水に準じる。

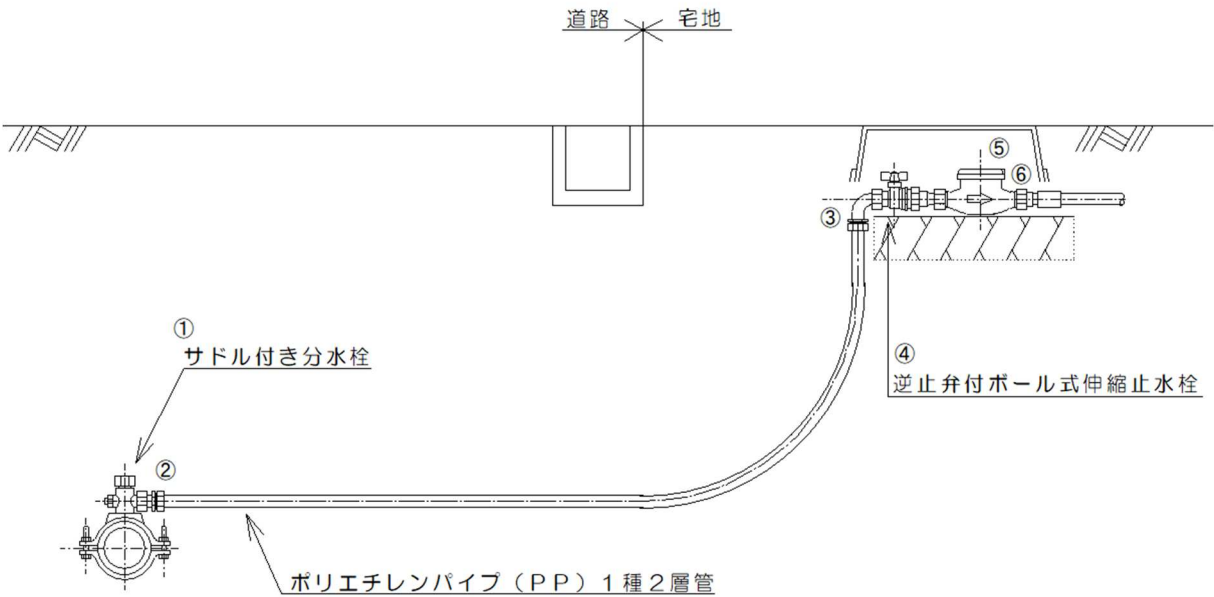
5. 施工

5.1 指定材料及び配管方法 (P.73)

3. 既設給水管が鉛製の場合は原則口径ごとに指定された管種に布設替えをすること。

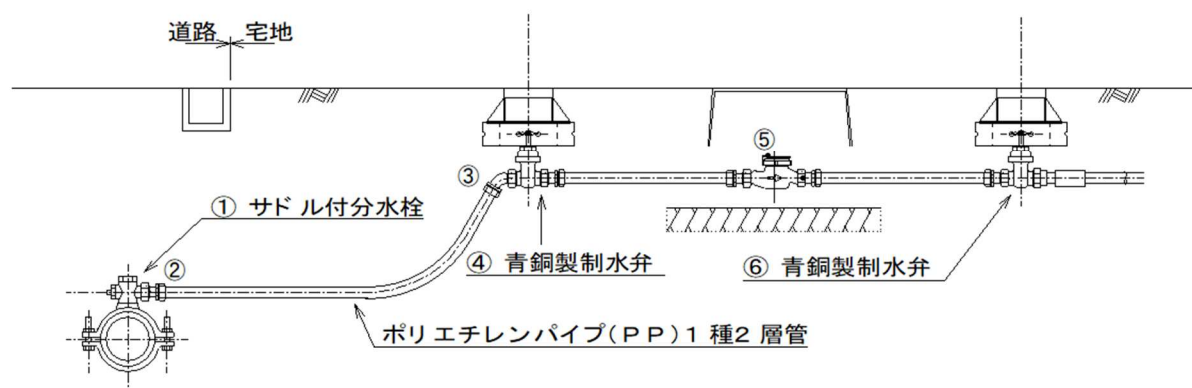
2. 配水管等の取付口から敷地内までの配管例は以下のとおりとする。

φ 20 mm ・ φ 25 mm 給水引込標準図



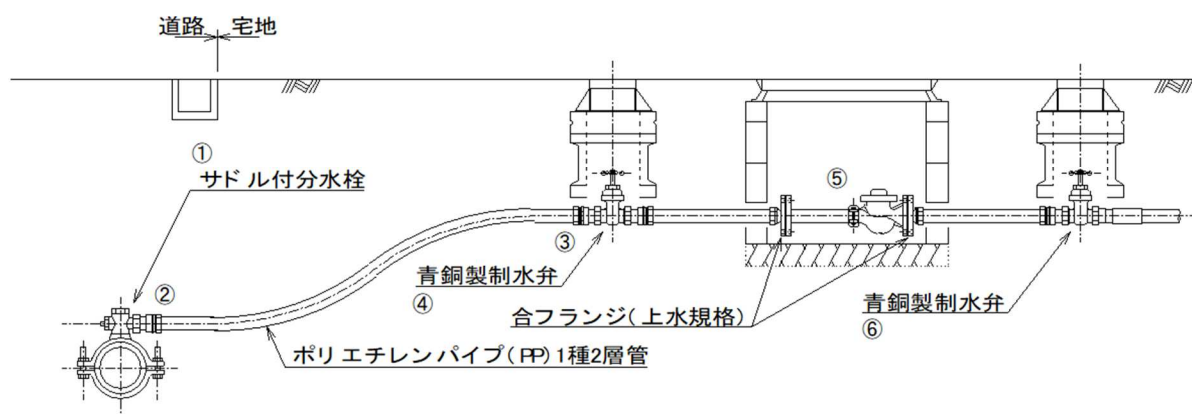
項 目	種 類
①分水	サドル付き分水栓
②継手	メーター用ソケット又は分水栓用ソケット
③継手	メーター用ソケット又はベンド
④止水栓	逆止弁付ボール式伸縮止水栓
⑤メーター	φ 20～φ 25
⑥メーター下流側	HI ガイドナット付きシモク

φ40mm 給水引込標準図

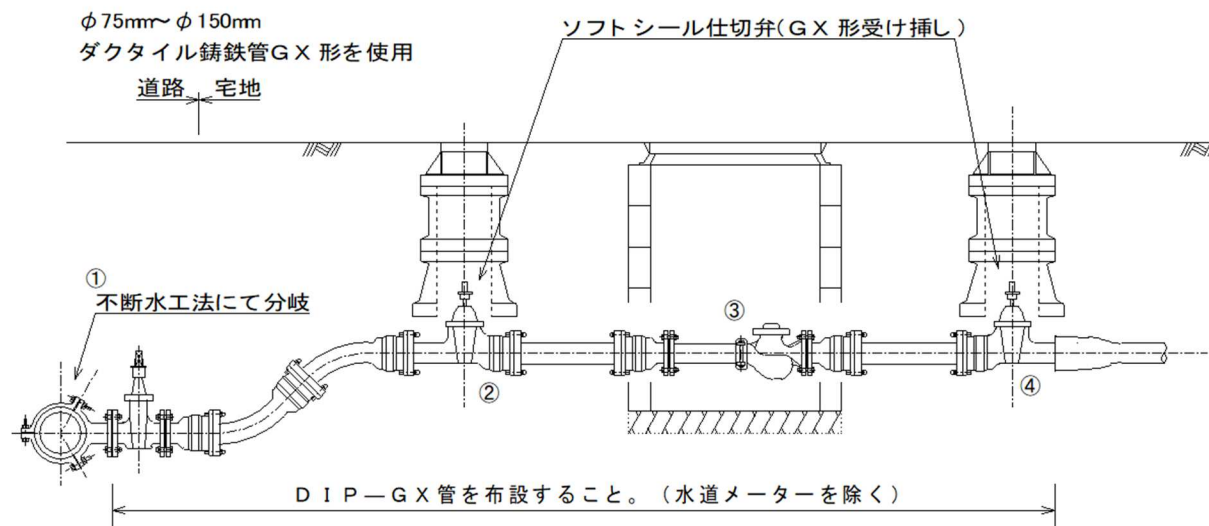


項 目	種 類
①分水	サドル付分水栓
②継手	メーター用ソケット又は分水栓用ソケット
③継手	メーター用ソケット又はベンド
④止水栓	青銅製制水弁
⑤メーター	φ40
⑥メーター下流側止水栓	青銅製制水弁
※①以降⑥まではポリエチレンパイプ1種2層管を布設すること。	

φ 50mm 給水引込標準図

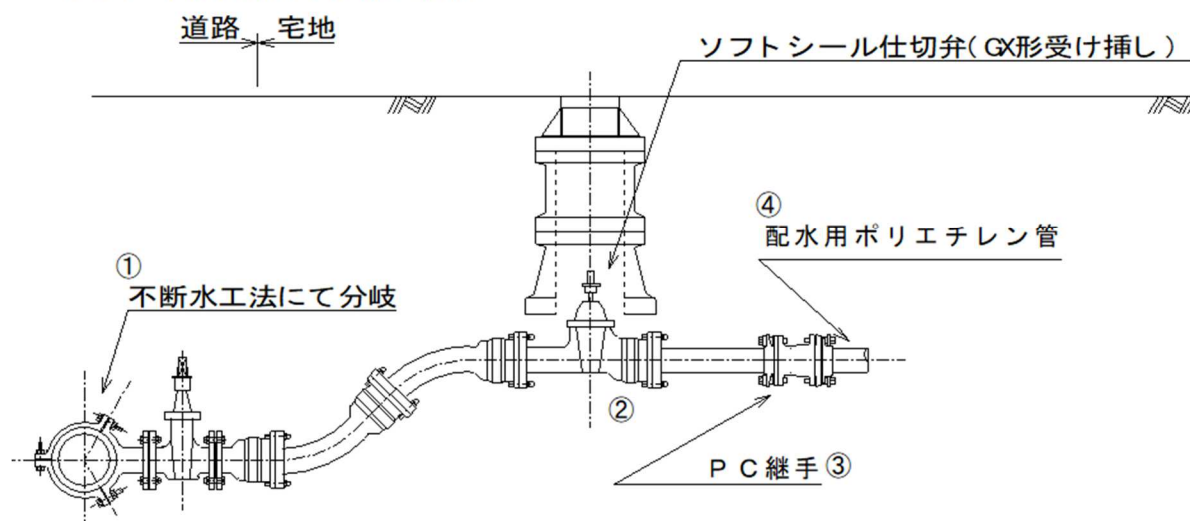


項 目	種 類
①分水	サドル付分水栓
②継手	メーター用ソケット又は分水栓用ソケット
③継手	メーター用ソケット又はベンド
④止水栓	青銅製制水弁
⑤メーター	φ 50
⑥メーター下流側止水栓	青銅製制水弁
※①以降⑥までの給水管はポリエチレンパイプ 1 種 2 層管を布設すること。	



項 目	種 類
①分水	不断水割丁字管(V 型)
②仕切弁	ソフトシール仕切弁(GX 形受け挿し)
③メーター	$\phi 75$
④仕切弁	ソフトシール仕切弁(GX 形受け挿し)
※①以降～④までの給水管はGIP-GX管を布設すること 被分岐管が耐震管の場合、耐震を維持できる不断水材料を使用すること。	

集合住宅 給水主管φ75mm(親メーターなし)
ダクティル鑄鉄管GX形を使用



項 目	種 類
①分水	不断水割T字管(V型)
②仕切弁	ソフトシール仕切弁(GX形)
③管種変更	PC継手(参考)
④敷地内	配水用ポリエチレン管(参考)
※①以降～②までの給水管はGIP-GX管を布設し、②以降は給水装置の構造及び材質の基準に関する省令遵守し、かつ耐震性を有した管種を布設すること。 参考)GIP-GX管、配水用ポリエチレン管	

5.2 給水管の取出し(P.74)

5.2.1 分岐

10. 400mm以上の配水管等からの分岐は認めない。

1. 分岐の条件及び施工の留意点

(2) 分岐位置の間隔は、給水管の取出し穿孔による管体強度の減少を防止することや、給水装置相互間の流量への影響により他の需要者の水利用に支障が生じることを防止すること等から、他の給水装置の分岐位置から 30 cm以上離す。なお、継手類からは 50cm以上の間隔をとること。

(8) 配水管からの分岐口径は下記のとおりとする。

分岐管種 被分岐管種	分岐口径(mm) 被分岐口径(mm)	PP				铸铁管
		20	25	40	50	75 以上
铸铁管	75 以上	A				C ※1
HIVP	40	A 又は B		分岐不可		
	50	A			分岐不可	
	75 以上	A				C ※1
PP	40	A 又は B		分岐不可		
	50	A			分岐不可	

A	サドル付き分水栓	B	チーズ	C	割 T 字管又は T 字管
---	----------	---	-----	---	---------------

※1 分岐口径は被分岐管の 2 口径以下の口径とする。

5.2.2 撤去

(表 5-1) 追記

甲型分水栓の撤去は基本的にはコマ下げ→上胴取り外し→上胴の分水キャップを分水栓に取付→コマ上げ→分水キャップの増し締め とする。

5.2.3 仕切弁等の設置

3. 設置する仕切弁等の材料は、ソフトシール仕切弁又は青銅製ソフトシール仕切弁(青銅製制水弁)を使用すること。

また、弁室の鉄蓋は「大阪広域水道企業団市町村域水道事業 円形鉄蓋 規格仕様書」に準拠することとし、次表「鉄蓋の仕様」のとおりとする。また、弁室の材料については、高石水道センターと協議すること。

鉄蓋の仕様

種類	蓋表面に表示する文字等			表示色	空気抜き穴	取手	その他
	文字①	文字②	その他				
円形鉄蓋 1号(250)	仕切弁 バルブ ドレン	広域水道	—	ベースは青色	—	—	φ40～ 爪付き
角形鉄蓋 1号(600×500)	消火栓	広域水道		ベースは黄色	無	—	爪付き
	排水栓	広域水道		ベースは青色	無	—	爪付き
	空気弁	広域水道		ベースは青色	無	—	爪付き

※設置場所の状況により、上記の鉄蓋等が設置できない場合は、協議により決定する。

※口径25mm以下の弁室については、上記指定によらず鉄蓋を使用するものとし、枠は維持管理に支障のないものとする。

(参考)

仕切弁室及びバルブ室組合せ表																																				
土被り (m)	φ 50以下					φ 75					φ 100					φ 150					φ 200					φ 250					φ 300					
	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	弁室高 (m)	鉄蓋	25B100	25B300	25C300	
0.30	0.25	1	1																																	
0.35	0.25	1	1																																	
0.40	0.35	1	2																																	
0.45	0.35	1	2																																	
0.50	0.45	1		1																																
0.55	0.45	1		1																																
0.60	0.55	1	1	1		0.45	1			1	0.45	1			1																					
0.65	0.55	1	1	1		0.55	1	1		1	0.45	1			1	0.45	1			1																
0.70	0.65	1	2	1		0.55	1	1		1	0.55	1	1		1	0.45	1			1	0.45	1			1											
0.75	0.65	1	2	1		0.65	1	2		1	0.55	1	1		1	0.55	1	1		1	0.45	1			1	0.45	1			1						
0.80	0.75	1		2		0.65	1	2		1	0.65	1	2		1	0.55	1	1		1	0.55	1	1		1	0.45	1			1	0.45	1			1	
0.85	0.75	1		2		0.75	1		1	1	0.65	1	2		1	0.65	1	2		1	0.55	1	1		1	0.55	1	1		1	0.45	1			1	
0.90	0.85	1	1	2		0.75	1		1	1	0.75	1		1	1	0.65	1	2		1	0.65	1	2		1	0.55	1	1		1	0.55	1	1		1	
0.95	0.85	1	1	2		0.85	1	1	1	1	0.75	1		1	1	0.75	1		1	1	0.65	1	2		1	0.65	1	2		1	0.55	1	1		1	
1.00	0.95	1	2	2		0.85	1	1	1	1	0.85	1	1	1	1	0.75	1		1	1	0.75	1		1	1	0.65	1	2		1	0.65	1	2		1	
1.05	0.95	1	2	2		0.95	1	2	1	1	0.85	1	1	1	1	0.85	1	1	1	1	0.75	1		1	1	0.75	1		1	1	0.65	1	2		1	
1.10	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	0.95	1	2	1	1	0.85	1	1	1	1	0.85	1	1	1	1	0.75	1		1	1	0.75	1		1	1	
1.15	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	0.95	1	2	1	1	0.85	1	1	1	1	0.85	1	1	1	1	0.75	1		1	1	
1.20	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	0.95	1	2	1	1	0.85	1	1	1	1	0.85	1	1	1	1	
1.25	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	0.95	1	2	1	1	0.85	1	1	1	1	
1.30	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	0.95	1	2	1	1	
1.35	1.25	1	2	2	1	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	0.95	1	2	1	1	
1.40	1.35	1		3	1	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	1.05	1		2	1	
1.45	1.35	1		3	1	1.35	1		3	1	1.15	1	1	2	1	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	1.05	1		2	1	
1.50	1.35	1		3	1	1.35	1		3	1	1.35	1		3	1	1.25	1	2	2	1	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	1.15	1	1	2	1	
1.55	1.35	1		3	1	1.45	1	1	3	1	1.35	1		3	1	1.35	1		3	1	1.25	1	2	2	1	1.25	1	2	2	1	1.15	1	1	2	1	
1.60	1.35	1		3	1	1.45	1	1	3	1	1.45	1	1	3	1	1.35	1		3	1	1.35	1		3	1	1.25	1	2	2	1	1.25	1	2	2	1	

(参考)

消火栓室組合せ表													
土被り (m)	F短管高 (m)	フランジ短管						上部離隔		弁室高 (m)	消火栓室(排水栓室)		
		H100	H150	H200	H250	H300	H400	φ75 φ150	φ100・200 250・300		鉄蓋	単口B100	単口B200
0.75								0.15	0.16	0.60	1	1	2
0.80								0.20	0.21				
0.85								0.25	0.26				
0.90	0.10	1						0.20	0.21				
0.95	0.15		1					0.20	0.21				
1.00	0.20			1				0.20	0.21				
1.05	0.25				1			0.20	0.21				
1.10	0.30					1		0.20	0.21				
1.15	0.35		1	1				0.20	0.21				
1.20	0.40						1	0.20	0.21				
1.25	0.45			1	1			0.20	0.21				
1.30	0.50			1		1		0.20	0.21				
1.35	0.55				1	1		0.20	0.21				
1.40	0.60			1			1	0.20	0.21				
1.45	0.65				1		1	0.20	0.21				
1.50	0.70					1	1	0.20	0.21				
1.55	0.75			1	1	1		0.20	0.21				
1.60	0.80						2	0.20	0.21				

5.2.4 配管

2. 配管上の留意点

- (5) 給水主管の管末に排水設備を設置すること。泥吐管(弁)の口径は、給水主管と同口径とする。泥吐管の材質はHIVPとする。なお、口径75mm以上は別途協議とする。

5.4 メーター設置基準(P.82)

5.4.2 メーターの設置

4. 共同住宅等のメーター設置位置

- (1) 直圧式で各戸公設メーター(地付け)の場合

直結伸縮止水栓には、部屋番号を記載したプレート札を設置すること。

- (2) 各戸公設メーター(PS)もしくは私設メーターの場合

- ① 親メーターを取付ること。
- ② 各戸公設メーターはメーターユニットを取付、そこに設置すること。
- ③ 部屋番号を記載したプレート札を設置すること。

6. 直結(直圧・増圧)式の施行基準

6.1 3～5階直結直圧式(P.100)

1. 適用条件

- (2) 給水管口径及びメーター口径は20mm以上75mm以下であること。
- (3) 給水管を分岐する配水支管等の口径は、75mm以上350mm以下であること。ただし、戸建住宅等で、3階部分の給水栓が3栓以内の場合は、メーター口径が25mm以下にかぎり、口径が50mmの配水支管等から分岐することができる。なお、給水栓数は表4-15によるものとする。
- (7) 西取石地区では水圧の低い地域が存在するので特に注意すること。

5. 水圧調査

指定給水装置工事事業者は、高石水道センターから水圧調査の指示があった場合、結果を報告しなければならない。また、指定給水装置工事事業者が行う水圧調査結果は、企業長が行う水圧調査に代えることができる。

6.2 直結増圧式(P.104)

1. 適用条件

給水区域内の次に掲げる条件を全て適合するものに限り、直結増圧式(3階から10階まで)で給水することができる。ただし、病院・薬品工場等で常時一定の水圧を必要とする場合や逆流によって配水管の水質を汚染する恐れのある場合等は、貯水槽式とする。また、配水管の水圧をそのまま利用して給水することが条件的に可能な場合、3階建て未満の建物は、原則として直結直圧式とする。なお、使用水量及び周辺の配水支管等整備状況などを勘案し、周辺給水への影響が懸念される場合は、直結増圧式を承認しない場合がある。

- (2) 給水管口径及びメーター口径は20mm以上50mm以下であること。

- (3) 給水管を分岐する配水支管等の口径は、75mm以上 350mm以下であること。かつ、被分岐配水管は配水管網が形成されている配水管とし、分岐口径は被分岐管の2口径以下の口径とする。

5. 水圧調査

指定給水装置工事事業者は、高石水道センターから水圧調査の指示があった場合、結果を報告しなければならない。また、指定給水装置工事事業者が行う水圧調査結果は、企業長が行う水圧調査に代えることができる。